

令和5年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件概要

〈条例〉

1 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（5.6.9 公布、施行期日未定（※））により、同法において情報連携ができる事務を定めている別表第2が削られ、新たに用語が定義されることに伴い、同法を引用している箇所について所要の規定整備をする。

※ 公布の日から起算して1年3か月を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 施行期日

墨田区規則で定める日

2 墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 旧西吾嬬小学校及び旧曳舟中学校跡地への大学誘致が完了したことに伴い、旧西吾嬬小学校及び旧曳舟中学校跡地大学誘致選定審査会を廃止する。

イ スポーツ計画の推進等に関し必要な事項について協議するため、墨田区スポーツ計画推進協議会を区長の附属機関として設置する。

ウ 地域公共交通計画の作成及び推進等に関し必要な事項について協議するため、墨田区地域公共交通活性化協議会を区長の附属機関として設置するとともに、同協議会に機能を統合するため区内循環バス運行検討会を廃止する。

(2) 施行期日

本年4月1日

3 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 戸籍法の一部改正（元.5.31 公布、6.3.1 一部施行）により、本籍地の区市町村長以外の区市町村長に対しても戸籍の証明書の交付請求ができることとされること等に伴い所要の改正をするとともに、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料等を新設するほか、所要の改正をする。

イ 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部改正（5.3.31 公布、6.3.1 一部施行）により、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料のうち、都知事の権限となる、面積が10,000平方メートルを超える建築物に係る手数料を廃止する。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正（4.6.17 公布、6.4.1 一部施行）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施

行令の一部改正（5.9.13 公布、6.4.1 施行）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正（5.9.25 公布、6.4.1 施行）により、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

ア及びイについては本年3月1日、ウについては同年4月1日

4 墨田区職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

増大する行政ニーズ等に的確に対応するため、職員の定数を次のとおり改めるとともに、定数外とする職員に配偶者同行休業を取得している者を加える。

区長等の事務部局の職員 1, 844人 → 1, 882人

幼稚園の園長及び教員 18人 → [現行どおり]

計 1, 862人 → 1, 900人

(2) 施行期日

本年4月1日

5 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

令和6年度以降に職員の派遣を予定しているため、職員の派遣先に公益社団法人墨田区シルバー人材センター及び社会福祉法人墨田区社会福祉協議会を加えるほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

本年4月1日

※ 職員の派遣に係る手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。

6 職員の配偶者同行休業に関する条例及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

持続的な業務執行体制の整備を図るため、配偶者同行休業取得者の休業申請期間内において、当該休業取得者の代替職員の任用を行うことができるようにするとともに、代替職員のうち臨時的に任用されるものの年次有給休暇及び特別休暇を定める。

(2) 施行期日

公布の日

7 墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

児童福祉法の一部改正（4.6.15 公布、6.4.1 一部施行）により、児童発達支

援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたことに伴い、同センターの目的を達成するために必要な事業を行うこととするほか、所要の改正をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

8 墨田区保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

すみだ保健子育て総合センターの開設に伴い、墨田区保健所の位置を次のように改めるとともに、保健センターを廃止するほか、所要の改正をする。

現 行	改 正 案
墨田区吾妻橋一丁目23番20号	墨田区横川五丁目7番4号

(2) 施行期日

墨田区規則で定める日

9 すみだ保健子育て総合センター駐車場条例

(1) 制定理由

すみだ保健子育て総合センターの開設に伴い、同センターを利用する者等の利便に資するため、すみだ保健子育て総合センター駐車場を公の施設として設置する。

(2) 内容及び施行期日

別紙1のとおり

10 墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正(5.5.19公布、6.4.1一部施行)により、引用条文が改められることに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

11 墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

木造住宅の耐震化の一層の促進を図るため、耐震性が不足していることが確認された一部の新耐震基準の木造住宅について、新たに耐震改修工事、除却及び耐震装置設置を助成対象とするほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年6月1日。ただし、規定整備に係る改正については公布の日

12 墨田区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

墨田区立大横川親水公園と統合するため、当該公園と隣接する墨田区立法恩寺橋児童遊園、墨田区立もみじばし児童遊園、墨田区立横川橋児童遊園、墨田区立さざんか児童遊園及び墨田区立ささのは児童遊園を廃止する。

(2) 施行期日

本年4月1日

13 墨田区子育て支援総合センター条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

すみだ保健子育て総合センターの開設に伴い、墨田区子育て支援総合センターの位置を次のように改めるとともに、同センターを子ども及び家庭に係る総合的な支援を行う拠点として位置付けるほか、所要の改正をする。

現 行	改 正 案
墨田区京島一丁目35番9-103号	墨田区横川五丁目7番4号

(2) 施行期日

墨田区規則で定める日

14 墨田区教育センター条例

(1) 制定理由

墨田区における教育の充実及び振興を図るため、墨田区教育センターを教育機関として設置する。

(2) 内容及び施行期日

別紙2のとおり

15 墨田区学童災害共済条例を廃止する条例

(1) 廃止理由及び内容

子ども医療費助成制度の充実等による学童災害共済制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、当該制度を廃止する。

(2) 施行期日等

本年4月1日

※ 廃止前に墨田区学童災害共済条例に基づき給付すべき事由の生じた共済見舞金については、なおその効力を有することとする。

※ 上記の事由に係る給付事務に対応するため、墨田区学童災害共済審査会及び墨田区学童災害共済基金に係る規定については、一定の経過措置期間を設ける。

16 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（5.12.27 公布、同日一部施行（5.4.1 適用））を踏まえ、次のとおり補償基礎額を改定する。

経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学 校 医 及 び	7,194円	8,820円	11,481円	12,990円	15,534円	16,563円
学校歯科医	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	7,494円	9,090円	11,703円	13,152円	15,573円	16,602円
学校薬剤師	6,240円	7,260円	8,943円	10,443円	11,451円	11,844円
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	6,459円	7,422円	9,081円	10,539円	11,505円	11,865円

(2) 施行期日等

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

すみだ保健子育て総合センター駐車場条例概要

1 目的

すみだ保健子育て総合センターの開設に伴い、同センターを利用する者等の利便に資するため、すみだ保健子育て総合センター駐車場を公の施設として設置する。

2 位置

墨田区横川五丁目7番

3 駐車場の使用時間及び使用料

(1) 使用時間

午前0時から午後12時まで（24時間）

※ 自動車の入場を制限する時間は、墨田区規則で定める。

※ 駐車日数は、7日間を限度とする。

(2) 使用料

番号	区 分	使用料（1台につき）
1	午前8時から午後8時まで（3及び4に該当する場合を除く。）	30分までごとに300円
2	午後8時から午前8時まで（3及び4に該当する場合を除く。）	60分までごとに100円
3	午前8時にまたがる60分	100円
4	午後8時にまたがる30分	300円

※ 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、1,400円を上限とする。

※ すみだ保健子育て総合センターを使用する者については、当該使用に係る時間に相当する使用料を無料とする。

4 施行期日

墨田区規則で定める日

5 参考

駐車台数は、25台（庁有車専用駐車スペース3台分を含む。）とする。

墨田区教育センター条例概要

1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、墨田区における教育の充実及び振興を図るため、墨田区教育センター（以下「教育センター」という。）を教育機関として設置する。

2 位置

墨田区横川五丁目7番4号

3 事業

- (1) 教育関係職員の研修の実施に関する事。
- (2) 教育支援センターの運営に関する事。
- (3) 教育相談に関する事。
- (4) 教科用図書の展示及び管理に関する事。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、教育センターの目的を達成するために墨田区教育委員会が必要と認める事業

4 職員

教育センターに必要な職員を置く。

5 施行期日

墨田区教育委員会規則で定める日